

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月7日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

1. 調達内容

(1) 調達件名

令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

(2) 履行期間

契約日から令和7年9月30日(火)まで(点検結果報告書提出期限)

(3) 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

(4) 契約方法

一般競争入札(最低価格落札方式)

(5) 契約書作成の要否

要 原則、契約書の締結は電子契約によること。ただし、電子契約により難しい者は、紙による契約書作成を認める。

(6) 入札説明書の交付

鹿児島労働局ホームページからダウンロードが可能。ダウンロードした場合、下記2の担当あて電子メールにより連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。申し出がない場合、仕様の変更や他の参加予定事業者からの質問への回答があった場合等、各種の連絡ができない恐れがある。

(7) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

(8) 入札説明書の交付期限及び競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和7年5月21日(水) 16時00分

(9) 入札書の提出期限

令和7年5月22日(木) 16時00分

(10) 開札の日時及び場所

令和7年5月23日(金) 10時00分 鹿児島合同庁舎1階 第3会議室(鹿児島市山下町13-21)

2. 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 担当：花立

電話：099-223-8275(内線：124) Mail: hanatate-shuuichi@mhlw.go.jp

上記の交付場所、鹿児島労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（測量・建設コンサルタント等業務）において、九州・沖縄地域で工種「建築関係建設コンサルタント業務」の「B」又は「C」等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間に次の（及び）については2保険年度）保険料について滞納がないこと。
厚生年金保険 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） 船員保険
国民年金 労働者災害補償保険 雇用保険
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない者であること。

4. 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、書面により支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙による入札を認める。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であつて、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上

令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

入札説明書

本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きに使用するものとする。ただし、紙による従来の応札及び入開札手続きも含むものとする。

鹿児島労働局 総務部 総務課

鹿児島労働局総務部総務課の入札公告(令和7年5月7日付け)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

契約担当官等 支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

個別事項

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量	令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務	
(2) 履行期間	契約日から令和7年9月30日(火)まで	
(3) 履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所	
(4) 契約方法	一般競争入札(最低価格落札方式)	
(5) 競争参加資格の等級	令和7・8年度厚生労働省競争参加資格(測量・建設コンサルタント等業務)において、九州・沖縄地域で工種「建築関係建設コンサルタント業務」の「B」又は「C」等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。	
(6) 入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで(鹿児島労働局ホームページからダウンロードが可能。ダウンロードした場合、下記2の照会窓口にて電子メールにより連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。)	
(7) 入札説明会の日時及び場所	入札説明会は実施しない。	
(8) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和7年5月21日(水)	16時00分
(9) 入札書の提出期限	令和7年5月22日(木)	16時00分
(10) 開札の日時及び場所	令和7年5月23日(金)	10時00分 鹿児島合同庁舎1階 第3会議室(鹿児島市山下町13-21)
(11) 低入札価格調査基準額の設定の有無(予定)	無	
(12) 質問の期限	令和7年5月21日(水)	12時00分
(13) 入札保証金及び契約保証金	免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5以上に相当する金額を納付させる。	

2 照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 担当：花立

電話：099-223-8275(内線：124) Mail：hanatate-shuuichi@mhlw.go.jp

3 質問等

入札者は入札公告、本入札説明書及び別紙等を熟読のうえ入札書を提出しなければならない。契約条件、仕様等に疑義がある場合は、入札書を提出するまでの間に当局に対して説明を求め、全て解決しておくこと。

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

メール

上記2 照会窓口に記載のメールアドレスへ行うこと。

- ・ 質問送信後、必ず電話にて受信確認すること。
- ・ 電子メールで質問する場合には、メール本文に記載することとし、添付ファイル等は添付しないこと。(セキュリティの関係上、ファイルが添付された電子メールは自動的に削除される場合があるため)

照会窓口に持参

(2) 質問に対する回答は、質問者へ回答後、入札説明書受領通知書を提出された参加者へもメール等により共有する。

4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 前記競争参加資格の等級を有していること。
(2) 本調達別冊「仕様書」を期間内に閲覧すること。

5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。(提出部数 各1部)

競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書「厚生労働省競争参加資格(測量・建設コンサルタント等業務)工種「建築関係建設コンサルタント業務」」の写し

競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 電話：099-223-8275

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書(入札説明書様式-1)

暴力団等に該当しない旨の誓約書(入札説明書様式-2)

開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のもの写しを提出すれば足りる。

保険料納付に係る申立書(入札説明書様式-4)

入札書(紙入札での参加者は、入札説明書様式-5を提出)(代理人が紙により入札する場合には、委任状(入札説明書様式-6)を併せて提出する必要がある。)

6 支払条件

契約書案（入札説明書様式 - 9）記載のとおり。

（以下この頁余白）

共通事項

1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ ヘルプデスク 0570 014 889
 - ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp>ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には「個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者

予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

以下の各号のいずれかに該当する者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の

品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

次に該当する者は、競争に参加することができない。

厚生労働省から指名停止を受けている者

資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者

経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

次に掲げる制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

ア～エを社会保険、オ、カを労働保険という。各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者

これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口に照会すること。

(3) 再委託を予定している者の取扱い

業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委

託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。

なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

(4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす。

5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

(1) 競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

電子調達システムにより入札する場合

ア 競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式又はZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

送付する際において、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

イ 前記にかかわらず、送付したファイルに不備が生じている場合であっても、内容確認に支障が無い場合には、支出負担行為担当官の判断により有効な提出として認める場合がある。

ウ 電子調達システムで入札参加をする場合であっても、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出することは差し支えない。ただし、システムの仕様上「証明書等 / 提案書等」の提出機能を用いて何らかのファイルを送付しなければ入札額の登録を行うことができないため、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出する者は「証明書等 / 提案書等」の提出画面から、「入札説明書様式 - 3」を提出すること。

紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送（必

着)により提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。

- (2) 競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「個別事項」の2に記載した照会窓口へ連絡すること。

6 入札書に記載する金額

- (1) 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。ただし、「個別事項」において契約金額と別に支払うこととされている経費については、この限りでない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書の引換え等の禁止

- (1) 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (2) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

8 電子調達システムによる入札書の提出

- (1) 電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札積算内訳書(入札説明書様式-5(2))の提出については、スキャナ等により電子データ化した入札積算内訳書を添付し、政府電子調達システムにて送信すること。
- (3) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

9 紙による入札書の提出

- (1) 紙による入札を希望する者は、電子入札案件の紙入札方式での参加について(入札説明書様式-8)を令和7年5月21日(水)16時00分までに提出すること。

また、「入札説明書様式-5」により作成した入札書及び入札積算内訳書を持参又は郵送(必着)しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。

- (2) 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が2者以上いる場合のくじ引き(16(3)参照)に使用される。

- (3) 電話、電信等による提出は認めない。
- (4) 入札書を直接提出する場合は封筒に入れて封をし、その封皮に、宛名（鹿児島労働局支出負担行為担当官殿と記載）及び氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載（氏名の記載は、社名の記載してある封筒を使用することでも可）した上で、『令和7年5月23日開札「令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務」の入札書在中』と朱書しなければならない。
- 入札書に記入する数字はアラビア数字を、数字以外の文字は楷書体を用い、黒色ボールペンで鮮明に記入する。ただし、商号又は名称、代表者氏名及び代理人の氏名についてはゴム印等でも構わないものとする。入札書の日付は提出日を記入すること。
- 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に、『令和7年5月23日開札「令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務」の入札書在中』と朱書し、入札書を中封筒に入れて封をし、その封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記 個別事項 2 照会窓口宛に入札書の提出期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要があること。
- (5) 代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式 - 6」による代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。
- (7) 委任状の日付は入札書の提出日とする。

10 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11 入札の無効

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次に掲げる入札書は無効とする。
- 入札書に記名がされていないもの
 - 入札金額を訂正したもの
 - 入札書または入札積算内訳書（再度入札の場合は、再入札書または再入札積算内訳書）の提出がなかったもの
 - 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの
 - 同一の者による入札が複数あるもの
 - 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
 - 顕名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの
 - その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違

反しているもの

- (3) 入札に参加した者が、「入札説明書様式 - 2」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- (4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時までに競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

12 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

13 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

14 開札手続

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札終了まで開札場を退場することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

15 再度入札

- (1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。
- (2) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。
- (3) 紙による入札者又はその代理人は、当局職員が示す再度入札日時までに再入札書等【入札説明書様式 - 5 (3) 及び (4) 】を提出すること。

- (4) 電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとし、スキャナ等により電子データ化した再入札書積算内訳書【入札説明書様式 - 5(4)】を添付して、政府電子調達システムにより送信すること。
- (5) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

16 落札者の決定

- (1) 入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、その場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (4) 入札書（入札説明書様式 - 5(1)）に記載された入札金額と入札積算内訳書（入札説明書様式 - 5(2)）の金額に相違がある場合は、当然入札書に記載された入札金額で入札したものとする。この場合、落札者の決定後、落札者は速やかに入札積算内訳書に記載する項目、単価、金額等を明らかにした契約金額内訳書を提出すること。
- (5) 再度入札を行った場合は、再入札書（入札説明書様式 - 5(3)）に記載された入札金額と再入札積算内訳書（入札説明書様式 - 5(4)）の金額に相違がある場合は、当然再入札書に記載された入札金額で入札したものとする。この場合、落札者の決定後、落札者は速やかに再入札積算内訳書に記載する項目、単価、金額等を明らかにした契約金額内訳書を提出すること。

17 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

18 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。
なお、電子契約書（原則）による契約の場合は、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に申し出るとともに、開札日までに電子調達システムの利用者権限を取得しておかなければならない。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その

者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。

- (3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。
- (5) 契約書の規定により再委託の申請をする際の所定の様式は、「入札説明書様式-7」とする。

19 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て））の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

20 費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

21 書類の返還

提出された書類は返還しない。

22 入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

23 臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

様式等

- ・ 入札説明書様式-1 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書
- ・ 入札説明書様式-2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・ 入札説明書様式-3 競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について
- ・ 入札説明書様式-4 保険料納付に係る申立書
- ・ 入札説明書様式-5(1) 入札書
- ・ 入札説明書様式-5(2) 入札積算内訳書
- ・ 入札説明書様式-5(3) 再入札書
- ・ 入札説明書様式-5(4) 再入札積算内訳書
- ・ 入札説明書様式-6(1) 委任状
- ・ 入札説明書様式-6(2) 委任状（復代理人用）
- ・ 入札説明書様式-7(1) 再委託に係る承認申請書
- ・ 入札説明書様式-7(2) 再委託に係る変更承認申請書
- ・ 入札説明書様式-7(3) 履行体制図
- ・ 入札説明書様式-7(4) 履行体制図変更届出書
- ・ 入札説明書様式-8 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・ 入札説明書様式-9 契約書（案）
- ・ 別冊 仕様書

（以下この頁余白）

[提出期限]令和7年5月21日(水)16時00分まで

競争参加資格確認関係書類

1. 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書「厚生労働省競争参加資格（測量・建設コンサルタント等業務）工種「建築関係建設コンサルタント業務」」の写し
2. 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書（入札説明書様式 - 1）
3. 暴力団当に該当しない旨の誓約書（入札説明書様式 - 2）
個人の場合は、生年月日を記載すること。
法人の場合は、役員全員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。
4. 保険料納付に係る申立書（入札説明書様式 - 4）
 - ・ 納付書の写し又は保険料の納付を証明する書面を添付すること。
 - ・ 申立書記載のとおり、直近2年間（社会保険）及び直近2保険年度（労働保険）の納入が確認できる書類をあわせて提出すること
5. 【競争参加資格確認関係書類を紙で提出する場合】
競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について（入札説明書様式 - 3）

提出部数 各1部

[提出期限]令和7年5月21日(水)16時00分まで

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名：令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務)

1. 当社(私)は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社(私)は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社(私)は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社(私)は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社(私)は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社(私)の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

[提出期限]令和7年5月21日(水)16時00分まで

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私(当法人)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日(個人の場合のみ)

年 月 日生

法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料(入札説明書様式-2別添又は任意様式にて作成したもの)を添付すること。

[提出期限] 令和7年5月21日(水)16時00分まで

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

照会先

担当者電話番号：

担当者氏名：

[提出期限] 令和7年5月21日(水)16時00分まで

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料の納付に係る書面を別添のとおり提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

所在地

名称

代表者氏名

* 上記期間に係る領収印のある納付書の写し又は保険料の納入を証明する書面を添付すること。

[提出期限] 令和7年5月22日(木)16時00分まで

入 札 書

¥ _____ -

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

入札積算内訳書

実施施設	令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務にかかる施設ごとの金額（消費税及び地方消費税を 除いた 金額）
徳之島合同庁舎	円
鹿児島労働基準監督署	円
加治木労働基準監督署	円
鹿児島公共職業安定所	円
川内公共職業安定所 宮之城出張所	円
国分公共職業安定所	円
国分公共職業安定所 大口出張所	円
加世田公共職業安定所	円
伊集院公共職業安定所	円
大隅公共職業安定所	円
出水公共職業安定所	円
指宿公共職業安定所	円
レジデンス・イン・やくし	円
鹿屋田崎住宅	円
合計金額	円

作業に係る費用一式を実施施設ごとに消費税及び地方消費税を**除いた**金額で見積もり、すべての施設の見積金額を合計した額を合計金額に記入すること。

再 入 札 書

¥ _____ -

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

再入札積算内訳書

実施施設	令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務にかかる施設ごとの金額（消費税及び地方消費税を 除いた 金額）
徳之島合同庁舎	円
鹿児島労働基準監督署	円
加治木労働基準監督署	円
鹿児島公共職業安定所	円
川内公共職業安定所 宮之城出張所	円
国分公共職業安定所	円
国分公共職業安定所 大口出張所	円
加世田公共職業安定所	円
伊集院公共職業安定所	円
大隅公共職業安定所	円
出水公共職業安定所	円
指宿公共職業安定所	円
レジデンス・イン・やくし	円
鹿屋田崎住宅	円
合計金額	円

作業に係る費用一式を実施施設ごとに消費税及び地方消費税を**除いた**金額で見積もり、すべての施設の見積金額を合計した額を合計金額に記入すること。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合

(1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする。

(2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合

(1) 委任状は、「法人の代表者 支店又は営業所等の長 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する場合の委任状の場合、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。

ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する場合の委任状の場合、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とする。 (なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない(民法第104条)。)

(2) 入札書は前記 1 と同様、入札者を上記代理人(実際に入札を行う者)とすること。

[提出期限] 令和7年5月22日(木)16時00分まで

委 任 状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（代理人） 住 所
所属（役職）
氏 名

記

1. 入札件名：令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務
2. 委任事項：（1）当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
（2）復代理人の選任
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

（注）復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。

[提出期限] 令和7年5月22日(木)16時00分まで

委 任 状

(復代理人用)

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

(復代理人) 住 所
所属(役職)
氏 名

記

1. 入札件名：令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務
2. 委任事項：(1) 当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
(2) 復代理人の選任
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

再委託についての要件

第1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、入札説明書様式7 - (1)「再委託に係る承認申請書」を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第2 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記第1の(2)のただし書きに該当する場合を除き、入札説明書様式 - 7 (2)の「再委託に係る変更承認申請書」を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

第3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託行う業務の範囲を記載した入札説明書様式7 - (3)「履行体制図」を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに入札説明書様式7 - (4)「履行体制図変更届出書」により発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - 受託業の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記第3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

入札説明書様式 - 7 (1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

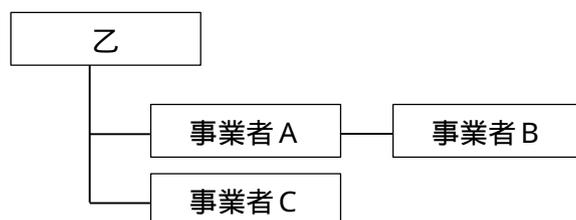
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都 区		
B			



入札説明書様式 - 7 (4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

2. 変更の内容

3. 変更後の体制図

別紙のとおり

[紙入札申出提出期限]

令和 7 年 5 月 21 日(水)16 時 00 分まで

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

令和 7 年度鹿児島労働局管内 14 施設における建築物点検業務

2 政府電子調達システムでの参加ができない理由

3 政府電子調達システムの導入予定時期

4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

[紙入札申出提出期限]

令和 7 年 5 月 21 日(水)16 時 00 分まで

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

令和 7 年度鹿児島労働局管内 14 施設における建築物点検業務

2 政府電子調達システムでの参加ができない理由

- ・ 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
- ・ 電子調達システムの導入について検討中であるため

3 政府電子調達システムの導入予定時期

令和〇年〇月頃 若しくは 時期未定 又は 導入予定なし

4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

政府電子調達システム導入にあたって妨げとなっている事情や、その他電子調達システムを導入できない理由を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

契 約 書 (案)

1. 件 名 令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
対象施設は別紙1「施設所在地一覧」のとおり。
3. 履行期間 契約締結日から令和7年9月30日(火)まで
4. 契約金額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
施設ごとの内訳は別紙2「令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務契約金額施設別内訳」のとおり
5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務(以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町13-21
支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

乙

(契約の目的)

第 1 条 この契約は、甲の所有する 14 施設について、乙は、その機能保持のため技術員を派遣し法令の規定に基づく点検を行い、甲は、これに対し料金を支払うことを目的とする。

(信義誠実の義務)

第 2 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託)

第 4 条 乙は、委託業務の全部を第三者 (乙の子会社 (会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。) を含む。) に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に様式 1 「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者 (以下「再委託者」という。) の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

5 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第 2 項ただし書に該当する場合を除き、様式 2 「再委託に係る変更承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

6 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式 3 「履行体制図」を甲に提出しなければならない。

7 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに様式 4 「履行体制図変更届出書」を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者 (以下「事業参加者」という。) の名称のみの変更の場合

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合

(3) 契約金額の変更のみの場合

8 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(契約の変更、中止等)

第 5 条 甲は、必要がある場合には本契約の内容を変更し、若しくは本契約を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約期間又は第 1 条第 2 号の契約金額を変更する必要があるときは、甲がこれを定め、乙に通知するものとする。

(危険負担)

第 6 条 本契約の履行前に本契約の目的物について生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(履行期限の延長)

第 7 条 乙は、天災その他自己の責に帰することのできない理由及び特にやむを得ない事情と認められる事由により履行期限内に本契約を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく、その理由を付してその期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲が定める。

(検査及び引渡の時期及び場所)

第 8 条 乙は、本契約の履行をなしたときは、その作業終了後速やかに仕様書において示す点検結果報告書を甲に提出し、検査を受けなければならない。

2 甲は前項で示す書類を受領した日から 10 日以内に検査を行うものとする。

3 乙の作業は前項の検査に合格したときをもって作業を完了するものとする。

(代金の支払)

第 9 条 乙は、契約内容を履行した場合において、甲の行うすべての検査に合格したときは、支払請求書により代金を官署支出官鹿児島労働局長（以下、「支出官」という）宛て請求するものとする。

2 支出官は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。

(遅滞料及び遅延利息)

第 10 条 乙が履行期限までに本契約の全部又は一部を履行しないときは、甲は乙から遅滞料を徴収することができる。ただし、第 7 条の規定により甲が履行期限の延長を認めたときはこの限りではない。

2 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

3 支出官の責に帰する理由により前条第 2 項に定める期間内に契約金額が支払われないときは、乙はその期限の翌日から支払の日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第 11 条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第 3 号から第 5 号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（1）第 7 条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限内に本契約を履行することができないとき。

（2）乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（3）乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（4）甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（5）第 25 条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

5 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

6 乙は、この契約の履行に着手後、第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

7 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第 12 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 13 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 14 条 第 13 条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(賠償金、違約金の控除)

第 15 条 乙がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を甲が指定する期限に納付しないときは、甲は頭書の契約金額からその額を控除し、なお不足するときは更に追徴する。

2 甲は、前項の規定により追徴する場合は、乙から納付期限の翌日から支払の日まで年 3.0 パーセントの割合で計算した遅滞金を徴収する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 16 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は同法第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定に

よる排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用者が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 18 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関与を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 20 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 甲は、第19条、第20条及び第22条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第19条、第20条及び第22条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第25条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契

約の目的以外に利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 26 条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ
甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については鹿児島地方裁判
所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第 27 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 17 条、
第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式 3)

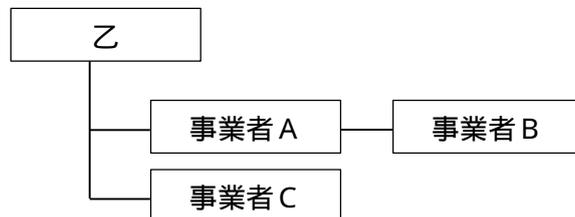
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都 区		
B			



(様式4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別紙のとおり

施設所在地一覧

建築基準法第12条に基づく点検対象施設

番号	施設名	用途	住所	点検対象	土地面積(m ²)	建物面積 建m ² 延m ²	建築年月	構造	報告様式
1	鹿児島労働基準監督署	庁舎	鹿児島市薬師1-6-3	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1490.16	502.78 1379.23	H10.2	RC-4	建基法-1 建基法-2 建基法防火-1
2	鹿児島公共職業安定所	庁舎	鹿児島市下荒田1丁目43-28	建築設備(昇降機以外) 防火設備	2854.31	1200.71 2657.31	H6.3	RC-4	建基法-2 建基法防火-1
3	加世田公共職業安定所	庁舎	南さつま市加世田東本町35-11	建築設備(昇降機以外) 防火設備	2067.13	517.60 1004.69	H26.4	RC-2	建基法-2 建基法防火-1
4	徳之島合同庁舎	庁舎	大島郡徳之島町亀津553-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	3085.85	521.27 1642.48	H8.7	RC-3	建基法-2 建基法防火-1
5	レジデンス・イン・やくし	宿舎	鹿児島市薬師1-6-4	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1000.21	262.6 1718.26	H10.3	SRC-7	建基法-2 建基法防火-1
6	鹿屋田崎住宅	宿舎	鹿屋市田崎町171	建築設備(昇降機以外) 防火設備	434.5	148.16 269.86	H12.8	RC-2	建基法-2 建基法防火-1

官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく点検対象施設

番号	施設名	用途	住所	点検対象	土地面積(m ²)	建物面積 建m ² 延m ²	建築年月	構造	報告様式
7	加治木労働基準監督署	庁舎	始良市加治木町新富町98-6	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1252.53	309.08 562.17	H4.3	RC-2	官公法-1 官公法-2 官公法防火-2
8	国分公共職業安定所	庁舎	霧島市国分中央1丁目4-35	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1970.1	489.85 952.32	S55.3	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
9	伊集院公共職業安定所	庁舎	日置市伊集院町大田825-3	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1682.85	350.17 671.59	S59.2	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
10	大隅公共職業安定所	庁舎	曾於市大隅町岩川5575-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1750	463.98 719.69	H9.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
11	出水公共職業安定所	庁舎	出水市緑町37-5	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1714	463.63 799.77	H10.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
12	指宿公共職業安定所	庁舎	指宿市東方字十町落東9489-11	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1890	418.34 811.71	H13.2	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
13	川内公共職業安定所 宮之城出張所	庁舎	薩摩郡さつま町 宮之城屋地字愛宕2035-3	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1700	417.79 835.58	H14.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
14	国分公共職業安定所 大口出張所	庁舎	伊佐市大口里字瀬戸口768-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1663.05	276.50 521.42	S62.3	RC-2	官公法-2 官公法防火-2

作成資料

<p>建基法 - 1 (様式 A)</p>	<p>… 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件【平成20年国土交通省告示第282号】</p>
<p>建基法 - 2 (様式 B)</p>	<p>… 建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件【平成20年国土交通省告示第285号】</p>
<p>建基法防火 - 1 (様式 C)</p>	<p>… 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件【平成28年5月2日国土交通省告示第723号】</p>
<p>官公法 - 1 (様式 D)</p>	<p>… 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1350号】</p>
<p>官公法 - 2 (様式 E - 1)</p>	<p>… 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1351号】</p>
<p>官公法防火 - 2 (様式 E - 2)</p>	<p>… 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1351号】</p>

令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務契約金額施設別内訳

施設名	支出官署	税抜金額	消費税	税込金額
徳之島合同庁舎	徳之島区検察庁			
徳之島合同庁舎	自衛隊鹿児島地方協力本部 徳之島駐在員事務所			
徳之島合同庁舎	鹿児島労働局			
鹿児島労働基準監督署	鹿児島労働局			
加治木労働基準監督署	鹿児島労働局			
鹿児島公共職業安定所	鹿児島労働局			
川内公共職業安定所 宮之城出張所	鹿児島労働局			
国分公共職業安定所	鹿児島労働局			
国分公共職業安定所 大口出張所	鹿児島労働局			
加世田公共職業安定所	鹿児島労働局			
伊集院公共職業安定所	鹿児島労働局			
大隅公共職業安定所	鹿児島労働局			
出水公共職業安定所	鹿児島労働局			
指宿公共職業安定所	鹿児島労働局			
レジデンス・イン・やくし	鹿児島労働局			
鹿屋田崎住宅	鹿児島労働局			
	計			

令和7年度鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務 仕様書

1. 点検対象建築物

別紙「施設所在地一覧」のとおり

2. 点検実施計画表の作成

落札者は、契約締結後速やかに点検結果報告提出期限令和7年9月30日(火)までの各施設の点検実施について、任意の様式により点検実施計画表を策定し、発注者へ提出すること。なお、点検は開庁日及び開庁時間内に実施すること。

実施日時は、庁舎管理者等の立会いが必要となる場合があることから、落札後に提供する現地担当者一覧表に記載の現地担当者と協議のうえ決定すること。

3. 業務委託内容（定期点検内容）

- (1) 建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検
- (2) 建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検
入札公告日時点で、関連法改正により点検内容が変更及び追加されている場合は、その内容を含む。

4. 点検実施者

- (1) 点検の実施前に、次のすべての事項がわかるものを書面により発注者へ提出すること。

氏名

生年月日

経歴書

法定点検に関する資格を証明するもの

- (2) 点検実施者の資格

上記3で実施する点検については、次のいずれかの資格を有する者であること。

一級建築士又は二級建築士（全ての点検業務が可能）

以外の資格で、国土交通大臣の定める資格

- (3) 点検時は常に社員証を携帯し、自社の制服（作業服）を着用すること。

5. 点検方法

国土交通大臣が定める点検の項目（国土交通省告示282号・285号・723号・1350号・1351号）とする。

なお、職員宿舍「レジデンス・イン・やくし」、職員宿舍「鹿屋田崎住宅」ともに居室内部については、全戸の点検は不要なため、現地担当者が指定する室のみ点検すること。

6. 点検結果の報告様式

「点検記録（総括表）」及び「点検チェックシート」より実施すること。

施設ごとに必要な様式は、別紙「施設所在地一覧表」に記載しているが、最新の法改正で対象となった項目がある場合は、点検項目とすること。

点検の結果、建物等に異常があった場所については、「点検チェックシート」へその内容を記入し、写真を添付するとともに、落札後、当局から提供する施設配置図へ明示すること。

その際、写真及び施設配置図の明示部分には点検チェックシートの番号を付すること。

7. 点検結果の報告方法および提出期限

令和7年9月30日(火)までに上記6で示す点検結果の報告様式を発注者へ各1部、書面により提出すること。

併せて、電子データによる提供も行うこと。電子データについては、発注者に確認のうえ、以下のいずれかにより提出すること。

DVD-Rへの格納による提出

鹿児島労働局が提供するオンラインストレージへの格納による提出

8. その他

- (1) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者が準備すること。費用は受注者の負担とすること。
- (2) 作業の際は、庁舎の設備、庁舎内の物品等を損傷しないよう細心の注意を払うこと。損傷を与えた場合は直ちに発注者に報告するとともに、受注者の負担により修繕を行うこと。
- (3) 作業にあたっては、関係法令等を遵守するとともに業務の円滑な遂行を図ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については発注者と協議し決定すること。
- (5) 作業の実施にあたり知り得た情報については、作業終了後を含め第三者にもらしてはならないこと。
- (6) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検法等の使用に関しては、その費用負担および使用交渉の一切は受注者にて行うこと。
- (7) 点検記録やチェックシートは、修繕や次年度以降の検査事項確認のため、必要に応じ、他の業者等の第三者に提供することを了承すること。

施設所在地一覧

建築基準法第12条に基づく点検対象施設

番号	施設名	用途	住所	点検対象	土地面積 (㎡)	建物面積 建㎡ 延㎡	建築年月	構造	報告様式
1	鹿児島労働基準監督署	庁舎	鹿児島市薬師1-6-3	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1490.16	502.78 1379.23	H10.2	RC-4	建基法-1 建基法-2 建基法防火-1
2	鹿児島公共職業安定所	庁舎	鹿児島市下荒田1丁目43-28	建築設備(昇降機以外) 防火設備	2854.31	1200.71 2657.31	H6.3	RC-4	建基法-2 建基法防火-1
3	加世田公共職業安定所	庁舎	南さつま市加世田東本町35-11	建築設備(昇降機以外) 防火設備	2067.13	517.60 1004.69	H26.4	RC-2	建基法-2 建基法防火-1
4	徳之島合同庁舎	庁舎	大島郡徳之島町亀津553-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	3085.85	521.27 1642.48	H8.7	RC-3	建基法-2 建基法防火-1
5	レジデンス・イン・やくし	宿舎	鹿児島市薬師1-6-4	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1000.21	262.6 1718.26	H10.3	RC-7	建基法-2 建基法防火-1
6	鹿屋田崎住宅	宿舎	鹿屋市田崎町171	建築設備(昇降機以外) 防火設備	434.5	148.16 269.86	H12.8	RC-2	建基法-2 建基法防火-1

官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく点検対象施設

番号	施設名	用途	住所	点検対象	土地面積 (㎡)	建物面積 建㎡ 延㎡	建築年月	構造	報告様式
7	加治木労働基準監督署	庁舎	始良市加治木町新富町98-6	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1252.53	309.08 562.17	H4.3	RC-2	官公法-1 官公法-2 官公法防火-2
8	川内公共職業安定所 宮之城出張所	庁舎	薩摩郡さつま町 宮之城屋地字愛宕2035-3	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1700	417.79 835.58	H14.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
9	国分公共職業安定所	庁舎	霧島市国分中央1丁目4-35	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1970.1	489.85 952.32	S55.3	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
10	国分公共職業安定所 大口出張所	庁舎	伊佐市大口里瀬戸口768-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1663.05	276.50 521.42	S62.3	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
11	伊集院公共職業安定所	庁舎	日置市伊集院町大田825-3	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1682.85	350.17 671.59	S59.2	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
12	大隅公共職業安定所	庁舎	曾於市大隅町岩川5575-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1750	463.98 719.69	H9.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
13	出水公共職業安定所	庁舎	出水市緑町37-5	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1714	463.63 799.77	H10.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
14	指宿公共職業安定所	庁舎	指宿市東方字十町落東9489-11	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1890	418.34 811.71	H13.2	RC-2	官公法-2 官公法防火-2

作成資料

建基法 - 1 (様式 A)	…	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件【平成20年国土交通省告示第282号】
建基法 - 2 (様式 B)	…	建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件【平成20年国土交通省告示第285号】
建基法防火 - 1 (様式 C)	…	防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件【平成28年5月2日国土交通省告示第723号】
官公法 - 1 (様式 D)	…	国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1350号】
官公法 - 2 (様式 E - 1)	…	国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1351号】
官公法防火 - 2 (様式 E - 2)	…	国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1351号】

点検チェックシート ()

(/)

チェックシート 番号	場所	異常の内容、気づいた点	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

点検チェックシート (〇〇労働基準監督署)

(1 /)

チェックシート 番号	場所	異常の内容、気づいた点	備考
1	庁舎南西角床下通気口近く	土台に腐食があった。	早急に専門家に確認してもらい必要あり
2	庁舎東側屋根下	はり部分に一部蟻害がみられる。	早急に専門家に確認してもらい必要あり
3		異常の内容を記入してください。	備考欄に今後の対応等について記入してください。
4			
5		後日確認し易いよう詳しく記入してください。	
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

点検記録(総括表) 建築法-1

点検基礎情報			建物基本情報					
点検・確認対象	・ 敷地 ・ 建築物		建物名称(棟名)					
法定点検対象分類	・ 建築物の敷地及び構造		建物構造					
点検者分類	・ 当該施設職員 ・ 当該施設以外の職員 ・ 外部委託		建物延べ面積					
点検者(組織名)			棟番号					
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 建築物調査員		建物階数	地上	地下	階	塔屋	階
確認者(組織名)			竣工年月	年 月				
			備考					

別表 最終改正 令和元年6月25日施行 国土交通省告示第200号

(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
一 敷地及び地盤	(一) 地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する	建物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること			
	(二) 敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する	排水管の詰まりによる汚水のおふれ等により衛生上問題があること			
	(三) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第128条に規定する通路(以下「敷地内の通路」という)	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する	敷地内の通路が確保されていること			
	(四)	有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	敷地内の通路の有効幅員が不足していること			
	(五)	敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する	敷地内の通路に支障物があること			
	(六) 塀	組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと			
	(七)	組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷状況	目視、下げ振り等により確認する	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること			
	(八) 擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること			
	(九)	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する	水抜きパイプに詰まりがあること			
二 建築物の外部	(一) 基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること			
	(二)	基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること			
	(三) 土台(木造に限る)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること			
	(四)	土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	木材に著しい老朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること			
	(五) 外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開閉部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する	法第23条、第25条又は第61条の規定に適合しないこと			
	(六)	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい老朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること			
	(七)	組構造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること			
	(八)	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積み変位等があること			

(い)調査項目	(ろ)調査方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(九)	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること				
(十)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること				
(十一)	外壁仕上げ材等 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等により確認する(3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く)	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること				
(十二)	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	ひび割れ、欠損等があること				
(十三)	金属系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	パネル面又は取り合い部が著しい錆等により変形していること				
(十四)	コンクリート系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	錆等を伴ったひび割れ、欠損等があること				
(十五)	窓サッシ等 サッシ等の劣化状況及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること				
(十六)	はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する	昭和46年建設省告示第109号第3第四号の規定に適合していないこと				
(十七)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等 機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	機器本体に著しい錆又は腐食があること				
(十八)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること				
三 屋上及び屋根	(一) 屋上面 屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠損し植物が繁茂していること				
(二)	屋上回り(屋上面を除く) パラベットの立ち上がり面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること				
(三)	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること				
(四)	金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること				
(五)	排水溝(ドレーンを含む)の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること				
(六)	屋根 屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第62条の規定に適合しないこと又は法第22条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては、同条の規定に適合しないこと				

(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(七)	屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること				
(八)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること			
(九)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること				
四 建築物の内部	(一)	防火区画 令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第112条第10項から第12項までの規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く			
	(二)	令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項まで(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては、第6項を除く)の規定に適合しないこと			
	(三)	令第112条第17項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第112条第17項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く			
	(四)	防火区画の外周部 令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する	令第112条第15項又は第16項の規定に適合しないこと			
	(五)	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	令第112条第15項に規定する外壁等、同条第16項に規定する防火設備に損傷があること			
	(六)	壁の室内に面する部分 躯体等 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること			
	(七)	組構造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること			
	(八)	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠損があること又はブロック積みに変位があること			
	(九)	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること			
	(十)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること			
	(十一)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る) 準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する	次の各号のいずれかに該当があること (1) 令第112条第1項、第3項から第5項まで又は第17項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては、第17項を除く)の規定による防火区画、一時間準耐火基準に適合しないこと (2) 令第112条第6項又は第9項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては、第6項を除く)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと (3) 令第112条第10項から第12項まで又は第15項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては、第10項から第12項までを除く)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと			

(い)調査項目			(ろ)調査方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
(十二)		鋼材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	各部材及び接合部に穴又は破損があること					
(十三)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること					
(十四)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は第129条の2の4の規定に適合しないこと					
(十五)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第12条第1項の規定に基づく調査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕や模様替え等(以下「修繕等」という)が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	令第114条の規定に適合しないこと					
(十六)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する	令第128条の5(令第129条第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び会談に係る部分以外の規定を除く)の規定に適合しないこと				
(十七)		床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること			
(十八)	鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況		目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること					
(十九)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況		目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること					
(二十)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する	次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること (1)令第112条第1項、第3項から第5項まで又は第17項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第17項を除く)の規定による防火区画、一時間準耐火基準に適合しないこと。 (2)令第112条第6項又は第9項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと。 (3)令第112条第10項から第12項まで又は第15項(令第129条の2第1項規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第10項から第12項までを除く)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと				
(二十一)		鋼材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	各部材又は接合部に穴又は破損があること					
(二十二)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は第129条の2の4の規定に適合しないこと					
(二十三)		天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	設計図書等により確認する	令第128条の5(令第129条第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び会談に係る部分以外の規定を除く)の規定に適合しないこと				
(二十四)	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況		必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること					

(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(二十五)	特定天井 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること				
(二十六)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る)又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第112条第18項の規定に適合しないこと			
(二十七)	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第112条第18項の規定に適合しないこと				
(二十八)	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号ロに規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸(以下「常閉防火扉等」という)にあっては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号ロ(同告示第5において準用する場合を含む。)の規定に適合しないこと				
(二十九)	防火扉又は戸の開閉方向	目視により確認する	令第123条第1項第6号、第2項第二号又は第3項第十号(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第3項第九号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る)を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第1項第六号、第2項第二号及び第3項第九号を除く)の規定に適合しないこと				
(三十)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸(以下「常閉防火設備等」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第112条第18項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る)に支障があること				
(三十一)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること				
(三十二)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること				
(三十三)	常閉防火扉等の固定の状況	目視により確認する	常閉防火扉等が開放状態に固定されていること				
(三十四)	照明器具、懸垂物等	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること				
(三十五)	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する	防火設備の開閉に支障があること				
(三十六)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	法第28条第1項又は令第19条の規定に適合しないこと			
(三十七)	採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する	採光の妨げとなる物品が放置されていること				
(三十八)	喚起のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	法第28条第2項若しくは第3項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと				
(三十九)	喚起設備の設置の状況	設計図書等により確認する	法第28条第2項若しくは第2項若しくは第3項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと				

(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(四十)	喚起設備の作動の状況	各階の主要な換気設備を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項に基づく検査(以下「定期検査」という)等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと				
(四十一)	換気の妨げとなる物品放置の状況	目視により確認する	換気の妨げとなる物品が放置されていること				
(四十二)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの(以下「吹付け石綿等」という)の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する	平成18年国土交通省告示第1172号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること			
(四十三)	吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと				
(四十四)	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	次に掲げる各号の何れかに該当すること (1)増築若しくは改修を行った場合の当該部分、増築若しくは改修に係る部分の床面積の合計が令第137条に定める基準時(以下「基準時」という)における延べ面積の2分の1を超える増築若しくは改修を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと (2)増築若しくは改修に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超えない増築若しくは改修を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと				
(四十五)	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認すること	石綿飛散防止剤又は囲い込み材にき裂、剥落等の劣化又は損傷があること				
五 避難施設等	(一) 令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する	令第120条又は第121条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く)			
	(二) 廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	幅が令第119条の規定に適合しないこと、ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等がおこなわれていないこと			
	(三)	物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること			
	(四) 出入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第118条、第124条、第125条又は第125条の2(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)又は令第129条の2第1項並びに令第125条第1項及び第3項を除く)の規定に適合しないこと			
	(五)	物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること			
	(六) 屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する	令第126条の規定に適合しないこと			
	(七) 避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第121条の規定に適合しないこと			
	(八)	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	著しい錆又は腐食があること			
	(九)	物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること			

(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
				指摘なし	要是正	既存不適格		
(十)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する	避難ハッチが閉閉できないこと又は避難器具が使用できないこと				
(十一)	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第120条又は第121条又は122条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては、令第120条を除く)の規定に適合しないこと			
(十二)			幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	令第23条、第24条又は第124条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては令第124条第1項第2号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては令第124条第1項を除く)の規定に適合しないこと			
(十三)			手すりの設置の状況	目視により確認する	令第25条の規定に適合しないこと			
(十四)			物品の放置の状況	目視により確認する	通行に支障となる物品が放置されていること			
(十五)			各階各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること			
(十六)	屋内に設けられた避難階段		階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第123条第1項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては第一号及び第六号を除く)の規定に適合しないこと			
(十七)	屋外に設けられた避難階段		屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第123条第2項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては第2項第2号を除く)の規定に適合しないこと			
(十八)			開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	開放性が阻害されていること			
(十九)	特別避難階段		令第123条第3項第一号に規定するバルコニー(以下単に「バルコニー」という)又は付室(以下単に「付室」という)の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する	令第123条第3項(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通じる出入口に係る部分に限る)及び第12号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く)の規定に適合しないこと			
(二十)			階段室又は付室(以下「付室等」という)の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	排煙設備が設置されていないこと			
(二十一)			付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	排煙設備が作動しないこと			
(二十二)			付室等の外気に向かって開くことのできる窓の状況	目視及び作動により確認する	外気に向かって開くことのできる窓が開閉しないこと又は物品により排煙し支障があること			
(二十三)			物品の放置の状況	目視により確認する	バルコニー又は付室に物品が放置されていること			
(二十四)	排煙設備等	防煙壁	防火区画の設置の状況	設計図書等により確認する	令第126条の3の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く			
(二十五)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	防煙壁にき裂、損傷、変形があること			

(い)調査項目		(ろ)調査方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
(二十六)		可動式防煙壁作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする	可動式防煙壁が作動しないこと				
(二十七)	排煙設備	排煙設備の設置の状況	設計図書等により確認する	令第126条の2の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難前々性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(二十八)		排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする	排煙設備が作動しないこと				
(二十九)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること				
(三十)	その他の設備等	非常用の新入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第126条の6又は第126条の7の規定に適合しないこと				
(三十一)		非常用の新入口等の維持保全の状況	設計図書等により確認する	物品が放置され進入に支障があること				
(三十二)	非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー(以下単に「乗降ロビー」という)の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第129条の13の3第3項の規定に適合しないこと				
(三十三)		昇降路又は乗降ロビー(以下「乗降ロビー」という)の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	排煙設備が設置されていないこと				
(三十四)		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする	排煙設備が作動しないこと				
(三十五)		乗降ロビー等の外気に向かって開くことのできる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙し支障があること				
(三十六)		物品の放置の状況	目視により確認する	乗降ロビーに物品が放置されていること				
(三十七)		非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする	非常用エレベーターが作動しないこと				
(三十八)	非常用の新入口等照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第126条の4の規定に適合しないこと				
(三十九)		非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする	非常用の照明装置が作動しないこと				
(四十)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する	照明の妨げとなる物品が放置されていること				
六 その他	(一) 特殊な構造等	膜構造建築物の膜体取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること			

(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
(二)		膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである	膜張力又はケーブル張力が低下していること					
(三)	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る)	目視により確認するとともに、3年に以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること					
(四)		上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること					
(五)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること					
(六)	煙突 建築物における煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌別れ等があること					
(七)		付帯金物劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	付帯金物に著しい錆、腐食等があること					
(八)	令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること					
(九)		付帯金物劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること					

上記以外の調査項目又は特記事項

点検記録(総括表) 建築法-2

点検基礎情報		建物基本情報	
点検・確認対象	・ 建築物	建物名称(棟名)	
法定点検対象分類	・ 建築設備(昇降機以外)	建物構造	
点検者分類	・ 当該施設職員	建物延べ面積	
点検者(組織名)	・ 当該施設以外の職員	棟番号	
	・ 外部委託	建物階数	地上 地下 階 塔屋 階
点検者の資格区分	・ 一級建築士	竣工年月	年 月
	・ 二級建築士	備考	
	・ 建築設備検査員		
確認者(組織名)			
	・ 防火設備検査員		

一 換気設備 別表第一 最終改正 令和元年6月25日施行 国土交通省告示第200号

	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
一 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く)	(一)	機械換気設備(中央管理方式の空調調和設備を含む)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号、以下「令」といふ)第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと				
	(二)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
	(三)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること				
	(四)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
	(五)		風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと				
	(六)		風道の材質	目視又は触診により確認する	令第129条の2の5第2項第5号の規定に適合しないこと				
	(七)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
	(八)		換気扇による換気の状態	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること				
(九)	機械換気設備(中央管理方式の空調調和設備を含む)の性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合においては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気中の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 $V = 3600 \frac{AC}{C}$ この式において、V、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 一時間につき立方メートル) C 平均風速(単位 一秒につきメートル) A 給気口断面積(単位 平方メートル) C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 $C = \frac{V2}{V1}$ この式においてV1及びV2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V1 空調調和設備の送風空気量(単位 一時間につき立方メートル) V2 空調調和設備への取り入れ外気量(単位 一時間につき立方メートル)	令第20条の2第1号若しくは八の規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合においては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。イ 還気中の二酸化炭素含有率を確認した場合においては、還気中の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること。ロ 還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合においては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。					

	(十)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状態を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと						
中央管理方式の空調設備	(十一)	空調設備の主要機器及び配管の外観	空調設備の設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
	(十二)		空調設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	空調調機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること						
	(十三)		空調設備の運転の状況	目視又は触診により確認する	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること						
	(十四)		空気の過期の点検口	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1832号第4号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと						
	(十五)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第129条の2の5第2号の規定に適合しないこと						
	(十六)	空調設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(4)項の規定に適合しないこと						
	(十七)		各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(5)項の規定に適合しないこと						
	(十八)		各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(1)項の規定に適合しないこと						
	(十九)		各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(2)項の規定に適合しないこと						
	(二十)		各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(3)項の規定に適合しないこと						
	(二十一)		各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(6)項の規定に適合しないこと						
二換気設備を設けるべき調理室等	(一)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する	不燃材料でないこと						
	(二)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
	(三)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第20条の3第2項第1号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと						
	(四)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第20条の3第2項第1号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと						
	(五)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する	鳥の巣等により給排気が妨げられていること						
	(六)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する	断熱材に脱落又は損傷があること。						

	(七)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第115条第1項第3号イ(2)又は第2項の規定に適合しないこと					
	(八)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号又は第3号の規定に適合しないこと					
	(九)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く)	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第115条第1項第1号又は第2項の規定に適合しないこと					
	(十)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間沸湯器等の設置の状況	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1826号第4第4号の規定に適合しないこと					
	(十一)		換気扇による換気の状況	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること					
	(十二)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する	機器に損傷があること、取り付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(十三)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面積内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を測定し、次の式により換気量を算出する $V = 3600 \frac{A}{L} \times V_a$ この式において、V、及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする V 換気量(単位 一時間につき立方メートル) 平均風速(単位 一秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル)	令第20条の3第2項第1号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと					
三 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等	(一)	防火ダンパー等(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する	令第112条第20項の規定に適合しないこと					
	(二)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること					
	(三)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する	ダンパーが円滑に作動しないこと					
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること					
	(五)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと					
	(六)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと					
	(七)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと					
	(八)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号二(2)に適合しないこと、熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第2第2号ロ(2)の規定に適合しないこと					

(九)	運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との運動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと					
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。								
	1項(三)、(九)及び(十六)から(二十一)まで、2項(十三)並びに3項(九)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した検査等の記録						
	1項(一)、(二)、(五)から(八)まで、(十)から(十二)まで、(十四)及び(十五)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施した検査の記録						
	1項(四)及び(十三)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録						

二 排煙設備 別表第二

	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
						指摘なし	要是正	既存不適格		
一 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(一)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること				
				排煙風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に破損又は変形があること				
				排煙出口の設置の状況	目視により確認する	排出された煙により他への影響のおそれがあること				
				排煙出口の周囲の状況	目視により確認する	煙の排出を妨げる障害物があること				
				屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する	浸入した雨水等を排出できないこと				
	(二)	排煙機の性能	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと				
				作動の状況	聴診又は触診により確認する	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること				
				電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと				
				排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から五箇所を隔たりなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する $Q = 60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 一秒につきメートル)	令第123条第3項第2号若しくは第129条の13の3第13項(これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る)又は第126条の3第1項第9号(令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第123条第3項第2号及び第126条の3第1項第9号を除く。)の規定に適合しないこと				
				中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと				

(十一)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外觀	排煙口の位置	目視により確認する	平成12年建設省告示第1436号第3号又は令第126条の3第1項第3号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(十二)			排煙口の周囲の状況	目視により確認する	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること				
(十三)			排煙口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
(十四)			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと				
(十五)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する	令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(十六)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する	排煙口の開放が手動開放装置と運動していないこと				
(十七)			排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること				
(十八)			排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を隔たりなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する $Q = 60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙出口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 一秒につきメートル)	令第126条の3第1項第9号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
			中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと				
			(十九)	煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が運動して開放しないこと			
(二十)									
(二十一)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること				
(二十二)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること				
(二十三)			排煙風道の材質	目視により確認する	令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(二十四)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する	令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(二十五)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するより確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第7号で準用する令第115条第1項第3号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。				
(二十六)	防火ダンパー(外壁の開口部で延焼のおそれのある)	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと					

(二十七)	部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する	ダンパーが円滑に作動しないこと					
(二十八)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること					
(二十九)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口に有無	目視により確認する	天井、壁等に一边の長さが45cm以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の閉開及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと					
(三十)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと					
(三十一)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第112条第19項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る)	目視により確認する	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ1.5mm以上の鉄板で造られていないこと又は鉄鋼モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと					
(三十二)	特殊な構造の排煙設備	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視により確認する	平成12年建設省告示第1437号第1号口又は八及び第2号口又は八の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(三十三)		排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること					
(三十四)		排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
(三十五)		手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと					
(三十六)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する	令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(三十七)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を隔たりなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する $Q = 60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 一秒につきメートル)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(三十八)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
(三十九)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が運動して開放しないこと					
(四十)	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること					
(四十一)		給気風道の材質	目視により確認する	令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと。 ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					

(四十二)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること				
(四十三)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する	令126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと。ただし、令129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(四十四)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
(四十五)		給気風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること				
(四十六)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する	令126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(四十七)		作動の状況	聴診又は触診により確認する	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること				
(四十八)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと				
(四十九)		給気送風機の給気風量	吸込口の同一断面内から五箇所を備りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する $Q = 60 A V_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする Q 給気風量(単位 1分につき立方メートル) A 吸込口面積(単位 平方メートル) V _m 平均風速(単位 1秒につきメートル)	令126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(五十)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと				
(五十一)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること				
(五十二)		吸込口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること				
(五十三)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する	浸入した雨水等を排出できないこと				
二 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室 令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(一)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する	運動して作動しないこと			
	(二)		給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること			
	(三)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること		
	(四)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること			
	(五)		排煙風道の材質	目視により確認する	不燃材料で造られていないこと。ただし、令129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く			
	(六)	給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること			

(七)		給気口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
(八)		給気口の自動開放装置の設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと					
(九)		給気口の自動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(2)(i)の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(十)	給気口の性能	給気口の自動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する	自動開放装置と連動して給気口が開放しないこと					
(十一)		給気口の開放の状況	目視又は触診により確認する	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること					
(十二)	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること					
(十三)		給気風道の材質	目視により確認する	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条の2第1項又は第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(十四)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること					
(十五)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
(十六)		給気風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること					
(十七)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(5)の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(十八)		給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること					
(十九)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと					
(二十)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
(二十一)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること					
(二十二)		吸込口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること					
(二十三)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する	浸入した雨水等を排出できないこと					
(二十四)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40cm開放し、同一断面内から9箇所を隔たりなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定する。	平成28年国土交通省告示第696号第5号ハの規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					

	(二十五)	空気逃し口の外觀	空気逃し口の大きさ及び位置	目視により確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号口の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
	(二十六)		空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること				
	(二十七)		空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
	(二十八)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと				
	(二十九)	圧力調整装置の 外觀	圧力調整装置の大きさ及び位置	目視により確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号ハの規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
	(三十)		圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること				
	(三十一)		圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること				
(三十二)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する	扉の閉鎖と連動して開放しないこと					
三 令第126条の 2第1項に規定する居室等	(一)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する	片手で容易に操作できないこと				
	(二)		手動降下装置による運動の状況	作動の状況を確認する	運動して作動しないこと				
	(三)		煙感知器による運動の状況	作動の状況を確認する	運動して作動しないこと				
	(四)		可動防煙壁の材質	目視により確認する	不燃材料でないこと				
	(五)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと				
	(六)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと				
四 予備電源	(一)	自家 用発 電装 置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと				
	(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと				
	(三)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること				
	(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと				
	(五)		始動用の空気層の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する	空気層の自動充機圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと				
	(六)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定すること	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること				

(七)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する	配管の接続部等に漏洩等があること					
(八)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと					
(九)		自家発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
(十)		自家発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る)	室内の温度を温度計より測定するとともに、作動の状況を確認する	給排気が十分でなく室内温度が摂氏40 を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと					
(十一)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること					
(十二)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第58条の規定値を下回っていること					
(十三)	自家発電装置の性能	電源の切り替えの状況	作動の状況を確認する	予備電源への切り換えができないこと					
(十四)		始動の状況	作動の状況を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと					
(十五)		運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
(十六)		排気の状況	目視により確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること					
(十七)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する	運転中に異常な音又は異常な振動等があること					
(十八)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと				
(十九)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと					
(二十)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定すること	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること					
(二十一)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと					
(二十二)		給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する	変形、損傷、き裂等があること					
(二十三)		Vベルト	目視又は触診により確認する	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと					
(二十四)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること					
(二十五)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の既定値を下回っていること					
(二十六)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること					
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。									

1項(九)、(十八)、(二十)、(三十七)、(三十九)及び(四十九)並びに2項(二十四)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録					
1項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、2項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、3項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに4項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録					

三 非常用の照明装置 別表第三

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
一 照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1830号第1第1号の規定に適合しないこと				
	(二)		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること				
二 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する	昭和45年建設省告示第1830号第3第2号の規定に適合しないこと				
	(二)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平面積において低照度測定用照度計により測定する	昭和45年建設省告示第1830号第4の規定に適合しないこと				
	(三)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する	非常用の照明装置である旨の表示がないこと				
	(四)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	令第112条第19項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと				
三 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(一)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと				
	(二)		電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する	昭和45年建設省第1830号第2の規定に適合しないこと				
	(三)		接続部(幹線分岐及びボックス内に限る)の耐熱処理の状況	目視により確認する	昭和45年建設省第1830号第2の規定に適合しないこと				
	(四)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	目視により確認する	昭和45年建設省第1830号第2第3号の規定に適合しないこと				
	(五)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する	昭和45年建設省第1830号第3の規定に適合しないこと				
	(六)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する	昭和45年建設省第1830号第3の規定に適合しないこと				
四 電池内蔵形の蓄電池	(一)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する	点灯スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと				
	(二)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する	昭和45年建設省第1830号第2の規定に適合しないこと				
五 電源別置形の蓄電池	(一)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。			
	(二)		蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する	室温が摂氏40 を超えていること				

	(三)		蓄電池の接地の状況	目視又は触診により確認する	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること						
	(四)	蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する	電圧が正常でないこと						
	(五)		電解液比重	比重計により測定する	電解液比重が適正でないこと						
	(六)		電解液の温度	温度計により測定する	電解液の温度が摂氏45 をこえていること						
	(七)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと					
	(八)	キュービクルの取付けの状況		目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと						
六 自家用発電装置	(一)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと						
	(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと						
	(三)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する	端子部の締付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること						
	(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと						
	(五)		始動用の空気層の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する	空気層の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されてないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと						
	(六)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認し及び蓄電池電圧を電圧計により測定する	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること						
	(七)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する	配管の接続部等に漏洩等があること						
	(八)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと						
	(九)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
	(十)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に接地されている場合に限る)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40 を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと						
	(十一)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること						
	(十二)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること						
	(十三)		自家用発電装置等の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する	予備電源への切り替えができないこと					
	(十四)			始動の状況	作動の状況を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと					
	(十五)			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
	(十六)			排気の状況	目視により確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること					
	(十七)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
5項(二)から(六)まで並びに6項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる											

四 給水設備及び排水設備 別表第四

	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適合	
一 飲料用の配管 設備及び排 水設備	(一)	飲料用配管及び排水管 (隠蔽部分及び埋設部 分を除く)	配管の取付けの状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第1号の規定に 適合しないこと				
	(二)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	配管に腐食又は漏水があること				
	(三)		配管が貫通する箇所の損傷防止措 置の状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第2号の規定に 適合しないこと				
	(四)		継手類の取付けの状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第3号の規定に 適合しないこと				
	(五)		保温措置の状況	目視により確認する	令第129条の2の4第1項第5号又は第2項第4号の 規定に適合しないこと				
	(六)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第129条の2の4第1項第2号又は第7号の規定に 適合しないこと				
	(七)		配管の支持金物	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第1号又は第4 号の規定に適合しないこと				
	(八)		飲料水系統配管の汚染防止措置の 状況	目視により確認する	令第129条の2の4第2項第1号又は第2号の規定に 適合しないこと				
	(九)		止水弁の設置の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号口の規定 に適合しないこと				
	(十)		ウォーターハンマーの防止措置の 状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号イの規定 に適合しないこと				
	(十一)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第4号の規定に 適合しないこと				
二 飲料水の配管 設備	(一)	飲料用の給水タンク及び 貯水タンク(以下「給水タ ンク等」といふ)並びに給 水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する	昭和50年建設省告示第1597号第1第2号イ又はロ の規定に適合しないこと				
	(二)		給水タンク等の通気管、水抜き管、 オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号又は第2 号の規定に適合しないこと				
	(三)		給水タンク等の腐食及び漏水の状 況	目視により確認する	令第129条の2の4第2項第5号の規定に適合しない こと				
	(四)		給水用圧力タンクの安全装置の状 況	作動の状況を確認する	令第129条の2の4第1項第4号の規定に適合しない こと				
	(五)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の 状況を確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定 格水圧がないこと				
	(六)		給水タンク及びポンプ等の取付けの 状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定 に適合しないこと				
	(七)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する	藻等の異物があること				
	(八)	給湯設備(循環ポンプを 含む)	給湯設備(ガス湯沸器を除く)の取 付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定 に適合しないこと				
	(九)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定 に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び 燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること				
	(十)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	本体に腐食又は漏水があること				
三 排水設備	(一)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号口の規定 に適合しないこと				
	(二)		排水槽の通気の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ホの規定 に適合しないこと				
	(三)		排水漏れの状況	目視により確認する	漏れがあること				

(四)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
(五)		排水ポンプの運転状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと						
(六)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する	昭和44年建設省告示第1730号第3第3号又は第4号の規定に適合しないこと						
(七)	排水再利用配管設備 (中水道を含む)	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する	令第129条の2の4第2項第1号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第6号八の規定に適合しないこと						
(八)		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号二の規定に適合しないこと						
(九)		配管の標識等	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ロの規定に適合しないこと						
(十)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること						
(十一)		消毒装置	目視により確認する	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと						
(十二)		その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する	令第129条の2の4第2項第2号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること				
(十三)			排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イ、ロ、ハ又は二の規定に適合しないこと				
(十四)	阻集器		阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	昭和50年建設省告示第1597号第2第4号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと					
(十五)	排水管		公共下水道等への接続の状況	目視により確認する	令第129条の2の4第3項第3号の規定に適合しないこと					
(十六)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号八の規定に適合しないこと					
(十七)			排水の状況	目視により確認する	排水勾配がないこと又は流れていないこと					
(十八)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号イの規定に適合しないこと					
(十九)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イの規定に適合しないこと					
(二十)			間接排水の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること					
(二十一)	通気管		通気開口部の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第5号八の規定に適合しないこと					
(二十二)		通気管の状況	目視又は嗅診により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しないこと又は損傷があること						
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。										
	1項((二)を除く。)、2項((二)、(三)及び(七)を除く。)並びに3項((二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二))	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録								
	1項(二)、2項(二)、(三)及び(七)並びに3項(二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二))	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録								

上記以外の調査項目又は特記事項

点検記録(総括表) 防火-1

点検基礎情報				建物基本情報					
点検・確認対象	・ 敷地	・ 建築物		建物名称(棟名)					
法定点検対象分類	・ 防火設備			建物構造					
点検者分類	・ 当該施設職員	・ 当該施設以外の職員	・ 外部委託	建物延べ面積					
点検者(組織名)				棟番号					
点検者の資格区分	・ 一級建築士	・ 二級建築士		建物階数	地上	地下	階	塔屋	階
	・ 特殊建築物等調査資格者	・ H17国土交通省告示第572号による資格者		竣工年月	年 月				
確認者(組織名)				備考					

別表第一 平成28年6月1日施行

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
(一)	防火扉設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること				
	(二)	扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと			
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
	(四)	危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること			
(五)	連動機構 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(2)に掲げる場所に設けていないこと、熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(2)(イ)及び()に掲げる場所に設けていないこと				
		感知の状況	(十六)の項又は(十七)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと				
(七)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること				
(八)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと				
		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること				
(十)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと				
(十一)		予備電源への切り替えの状況	目視により確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと				

(イ)検査項目		(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
(十二)	運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(十三)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
(十四)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷、若しくは著しい腐食があること					
(十五)		再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、運動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと					
(十六)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉(十七)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと					
(十七)		防火区画(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という)第120条第9項の規定による区画に限る)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと					

別表第二

(イ)検査項目		(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
(一)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること				
(二)		駆動装置((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に閉鎖するものに限り)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと				
(三)			スプロケットの設置の状況	目視により確認する	巻取りシャフトと開閉器のスプロケットに心ずれがあること				
(四)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること				
(五)			ローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること				
(六)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること			
(七)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		目視又は触診により確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと				
(八)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	ケースに外れがあること				

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
(九)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること				
(十)	危険防止装置	危険防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する	劣化、損傷又は脱落があること				
(十一)		危険防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
(十二)		危険防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること				
(十三)		座板感知器の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知器を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと				
(十四)		作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知器の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知器が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと				
		煙感知器、熱複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(2)に掲げる場所に設けていないこと、熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(i)及び()に掲げる場所に設けていないこと			
(十六)		感知の状況	(二十六)の項又は(二十七)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと				
(十七)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること				
(十八)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと				
(十九)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること				
(二十)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと				
(二十一)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと				
(二十二)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること			
(二十三)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷、若しくは著しい腐食があること				
(二十四)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷、若しくは著しい腐食があること				

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
(二十五)	手動開閉装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること				
(二十六)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を動作させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター((二十七)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと				
(二十七)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を動作させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと				

別表第三

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
(一)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること			
(二)		駆動装置	ローラーチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること			
(三)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること			
(四)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は聴診により確認する	変形、若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固ではないこと			
(五)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	ケースに外れがあること			
(六)		まくさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	まくさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること			
(七)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する	劣化、損傷又は脱落があること			
(八)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること			
(九)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること			
(十)			座板感知器の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知器を動作させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと			

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
					指摘なし	要是正	既存不適格		
(十一)		作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと					
		ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルケージ等により閉鎖力を測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること						
(十二)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(2)に掲げる場所に設けていないこと、熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(2)(i)及び()に掲げる場所に設けていないこと				
(十三)		感知の状況	(二十二)の項又は(二十三)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと					
(十四)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと					
(十五)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
(十六)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
(十七)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					
(十八)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(十九)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
(二十)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること					
(二十一)	手動開閉装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること					

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
(二十二)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を動作させ、全ての耐火クロススクリーン((二十三)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと				
(二十三)	防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を動作させ、複数の耐火スクリューの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する	耐火スクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと					

別表第四

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
(一)	ドレンチャータンク等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることによりドレンチャータンク等の作動に支障があること			
(二)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること			
(三)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること			
(四)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する	排水が正常に行われぬこと			
(五)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと			
(六)			給水装置の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること			
(七)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと			
(八)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること			
(九)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと			
(十)			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと			
(十一)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと			
(十二)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること			

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適合	
(十三)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること				
(十四)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の附属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する	変形、損傷、著しい腐食があること又は正常に作動しないこと				
(十五)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む)	設置位置 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと、熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(イ)及び()に掲げる場所に設けていないこと				
(十六)		感知の状況	(二十五)の項又は(二十六)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと				
(十七)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと			
(十八)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること			
(十九)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと			
(二十)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと			
(二十一)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること			
(二十二)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること			
(二十三)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること			
(二十四)		手動開閉装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること			
(二十五)		総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等((二十六)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと			
(二十六)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、(二十五)の項(ハ)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと				

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
上記以外の調査項目又は特記事項								

点検記録(総括表) 官公法一1

点検基礎情報				建物基本情報					
点検・確認対象	・ 敷地		・ 建築物	建物名称(棟名)					
法定点検対象分類	・ 建築物の敷地及び構造			建物構造					
点検者分類	・ 当該施設職員		・ 当該施設以外の職員	建物延べ面積					
点検者(組織名)				棟番号					
点検者の資格区分	・ 一級建築士	・ 二級建築士	・ 建築物調査員	建物階数	地上	地下	階	塔屋	階
確認者(組織名)				竣工年月	年		月		
				備考					

別表 最終改正 平成29年4月1日施行 国土交通省告示第270号

	(い)点検項目		(ろ)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
一 敷地及び地盤	(一)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する	建物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること				
	(二)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する	排水管の詰まりによる汚水のおぼれ等により衛生上問題があること				
	(三)	塀	組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷状況	目視、下げ振り等により確認する	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること				
	(四)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること				
	(五)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する	水抜きパイプに詰まりがあること				
二 建築物の外部	(一)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること				
	(二)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること				
	(三)	土台(木造に限る)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること				
	(四)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	木材に著しい老朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること				
	(五)	外壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい老朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること				
	(六)		組構造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること				
	(七)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積み変位等があること				
	(八)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること				
	(九)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること				

(い)点検項目	(ろ)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
				指摘なし	要是正	既存不適格		
(十) 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。 ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等により確認する(3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く)	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること					
	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	ひび割れ、欠損等があること					
	金属系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	パネル面又は取り合い部が著しい錆等により変形していること					
	コンクリート系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	さび汁を伴ったひび割れ、欠損等があること					
	(十四) 窓サッシ等	サッシ等の劣化状況及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること				
	(十五) 外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	機器本体に著しい錆又は腐食があること				
	(十六)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること				
三 屋上及び屋根	(一) 屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠損し植物が繁茂していること				
	(二) 屋上回り(屋上面を除く)	バラベットの立ち上がり面 の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること				
	(三)	笠木モルタル等の劣化 及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること				
	(四)	金属笠木の劣化及び損傷 の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	笠木に著しいさび若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること				
	(五)	排水溝(ドレーンを含む) の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること				
	(六) 屋根	屋根の劣化及び損傷の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	屋根ふき材に割れ、さび若しくは腐食があること又は緊結金物に著しい腐食等があること				
	(七) 機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の 状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しいさび、腐食等があること				
	(八)	支持部分等の劣化及び損傷の 状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること				

(い)点検項目	(ろ)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等			
				指摘なし	要是正	既存不適格				
四 建築物の内部	(一)	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	開口部に設けられた防火設備に損傷があること					
	(二)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しいさび、腐食等があること				
	(三)		組構造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること					
	(四)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること					
	(五)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しいさび、腐食等があること					
	(六)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること					
	(七)		耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る)	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	各部材及び接合部に穴又は破損があること				
	(八)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	点検口等から目視により確認する	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること						
	(九)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しいさび、腐食等があること				
	(十)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	鋼材に著しいさび、腐食等があること					
	(十一)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること					
	(十二)		耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る)	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	各部材及び接合部に穴又は破損があること				
	(十三)		天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げの室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること			

(い)点検項目	(ろ)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等		
				指摘なし	要是正	既存不適格			
(十四)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること					
(十五)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常閉防火設備」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	防火区画に設けられた常閉防火設備に変形又は損傷があること					
(十六)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと					
(十七)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること					
(十八)		常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という)の固定の状況	目視により確認する	常閉防火扉が開放状態に固定されていること					
(十九)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること					
(二十)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する	防火設備の開閉に支障があること					
(二十一)	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項の規定に基づく点検(以下「定期設備点検」という。)等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	換気設備が作動しないこと					
(二十二)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものの劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと					
(二十三)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認すること	石綿飛散防止剤又は囲い込み材にき裂、剥落等の劣化又は損傷があること					
五 避難施設等	(一)	廊下	物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること				
	(二)	出入口	物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること				
	(三)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	著しいさび又は腐食があること				
	(四)		物品の放置の状況	目視により確認する	避難に支障となる物品が放置されていること				
	(五)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと				
	(六)	階段	物品の放置の状況	目視により確認する	通行に支障となる物品が放置されていること				
	(七)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等があること				

(い)点検項目		(ろ)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
					指摘なし	要是正	既存不適格		
六 その他	(八)	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況	目視により確認する	開放性が阻害されていること				
	(九)	特別避難階段	階段室又は付室(以下「付室等」という。)の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる	排煙設備が作動しないこと				
	(十)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること				
	(十一)		物品の放置の状況	目視により確認する	バルコニー又は付室に物品が放置されていること				
	(十二)		排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	防煙壁に亀裂、破損、変形等があること		
	(十三)	可動式防煙壁の作動の状況		各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる	可動式防煙壁が作動しないこと				
	(十四)	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる	排煙設備が作動しないこと				
	(十五)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること				
	(十六)		その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の新入口等の維持保全の状況	目視により確認する	物品が放置され進入に支障があること		
	(十七)	非常用の照明装置		非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる	非常用の照明装置が作動しないこと			
	(十八)	照明の妨げとなる物品の放置の状況		目視により確認する	照明の妨げとなる物品が放置されていること				
	(一)	特殊な構造等		膜構造建築物の膜体取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること		
	(二)		膜張力及びケーブル張力の状況		必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる	膜張力又はケーブル張力が低下していること			
	(三)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る)	目視により確認するとともに、3年に以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認する	鋼材部分に著しいさび、腐食等があること			
(四)	上部構造の可動の状況			目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること				

(い)点検項目			(ろ)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
(五)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること					
(六)	煙突	建築物に設ける煙突又は工作物で高さ六メートルを超える煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に鉄筋露出若しくは腐食又は著しいさび、さび汁、ひび割れ、欠損等があること				
(七)		付帯金物劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しいさび、腐食、緊結不良等があること					

上記以外の調査項目又は特記事項

点検記録(総括表) 官公法-2

点検基礎情報		建物基本情報	
点検・確認対象	・ 建築物	建物名称(棟名)	
法定点検対象分類	・ 建築設備(昇降機以外)	建物構造	
点検者分類	・ 当該施設職員 ・ 当該施設以外の職員 ・ 外部委託	建物延べ面積	
点検者(組織名)		棟番号	
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 防火設備検査員 ・ 二級建築士 ・ 建築設備検査員	建物階数	地上 地下 階 塔屋 階
確認者(組織名)		竣工年月	年 月
		備考	

別表第一 換気設備 最終改正 平成31年3月8日施行 国土交通省告示第322号

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要正	既存不適格	
一 建築基準法 (昭和25年法 律第201号) 第28条第2項 又は第3項に 基づき換気設 備が設けられ た居室(換気 設備を設ける べき調理室等 を除く)	(一)	機械換気設備(中 央管理方式の空 気調和設備を含 む)の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気 機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等が あること					
			各居室の給気口及び排気口の取付 けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等が あること					
			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又 は取付けが堅固でないこと					
			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又 は著しい腐食、損傷等があること					
	(五)	機械換気設備(中 央管理方式の空 気調和設備を含 む)の性能	給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音又は異常な振動があること					
			中央管理室における制御及び作動 状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の 状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認で きないこと					
	(七)	中央 管理 方式 の空 気調 和設 備	空気調和設備の 主要機器及び配 管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等が あること				
				空気調和設備及び配管の劣化及び 損傷の状況	目視により確認する	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐 食があること				
				空気調和設備の 性能	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があ ること				
二 換気設備を設 けるべき調理 室等	(一)	自然換気設備及び機械 換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取 付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等が あること					
			給気口、給気筒、排気口、排気筒、 排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する	鳥の巣等により給排気が妨げられていること					
			排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する	断熱材に脱落又は損傷があること					
	(四)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又 は著しい腐食、損傷等があること					
			給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音又は異常な振動があること					
三 建築基準法 第28条第2項 又は第3項に 基づき換気設 備が設けられ た居室等	(二)	防火ダンパー等(外壁の 開口部で延焼のおそ れのある部分に設けるも を除く。)	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合し ないこと又は著しい腐食があること					
			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する	ダンパーが円滑に作動しないこと					
			防火ダンパーの劣化及び損傷の状 況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること					

	(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
(五)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との運動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する	感知器と連動して作動しないこと					
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(ハ)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。									
	3項(五)	前回の点検後にそれぞれ(ハ)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した点検等の記録							
	1項(一)、(三)、(四)及び(六)から(八)まで	前回の点検後にそれぞれ(ハ)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下、「一級建築士等」という。)が実施した点検の記録							
	1項(二)	前回の点検後にそれぞれ(ハ)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録							

別表第二 排煙設備

	(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
一 建築基準法 施行(昭和25 年政令第338 号)令第123 条第3項第2 号に規定する 階段室又は 付室、同令第 126条の2第 1項に規定する 居室等	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること				
			排煙風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に破損又は変形があること				
			排煙出口の周囲の状況	目視により確認する	煙の排出を妨げる障害物があること				
		排煙機の性能	排煙口の開放との運動起動の状況	作動の状況を確認する	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと				
			作動の状況	目視又は聴診により確認する	排煙機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること				
			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと				
			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと				
	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況	目視により確認する	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること				
			排煙口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと				
		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと				
			排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること				
			中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと				
			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する	排煙口が連動して開放しないこと				

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適格	
(十五)	排煙風道 機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)		排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること					
(十六)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること					
(十七)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する	検知器基準法施行令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと ただし、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	断熱材に脱落又は損傷があること又は建築基準法施行令第126条の3第1項第7号で準用する同令第115条第1項第3号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。					
(十九)			防火ダンパー(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと				
(二十)				防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する	ダンパーが円滑に作動しないこと				
(二十一)				防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること				
(二十二)				防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと				
(二十三)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること					
(二十四)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
(二十五)			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと					
(二十六)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
(二十七)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと					
(二十八)	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)		給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること					
(二十九)			給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること					
(三十)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと ただし、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
	(三十一)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
(三十二)			給気風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること					

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適格	
	(三十三)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する	建築基準法施行令第126条の3第2項の規定に適合しないこと ただし、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
	(三十四)		作動の状況	目視又は聴診により確認する	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること					
	(三十五)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと					
	(三十六)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
	(三十七)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること				
二 建築基準法 施行令第123 条第3項第2 号に規定する 階段室又は 付室	(一)	特別避難階段の階段室又は付室に設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する	運動して作動しないこと					
	(二)		給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること					
	(三)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること				
	(四)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること					
	(五)	給気口の外觀	給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること					
	(六)		給気口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(七)		給気口の手動開放装置の設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと					
	(八)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する	手動開放装置と運動して給気口が開放しないこと					
	(九)		給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること					
	(十)	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること					
	(十一)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること					
	(十二)	給気送風機の外觀	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(十三)		給気風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること					
	(十四)	給気送風機の性能	給気口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(5)の規定に適合しないこと ただし、建築基準法施行令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
	(十五)		給気送風機の作動の状況	目視又は聴診により確認する	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること					
	(十六)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと					

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適格	
	(十七)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
	(十八)	給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること					
	(十九)	空気逃し口の外觀	空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること					
	(二十)		空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(二十一)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと					
	(二十二)	圧力調整装置の外觀	圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること					
	(二十三)		圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること					
	(二十四)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する	扉の開鎖と連動して開放しないこと					
三 建築基準法 施行令第126 条の2第1項 に規定する居室等	(一)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する	片手で容易に操作できないこと					
	(二)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する	連動して作動しないこと					
	(三)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する	連動して作動しないこと					
	(四)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと					
	(五)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
四 予備電源	(一)	自家 用発 電装 置	自家用発電装置の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと				
	(二)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること					
	(三)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと					
	(四)		始動用の空気層の圧力	圧力計を目視により確認する	空気層の自動充機圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと					
	(五)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定すること	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること					
	(六)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する	配管の接続部等に漏洩等があること					
	(七)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと					
	(八)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適格	
	(九)	自家用発電装置の性能	自家用発電機室の給排気の状態(屋内に設置されている場合に限る)	室内の温度を温度計より測定するとともに、作動の状態を確認する	給排気が十分でなく室内温度が摂氏40℃を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと					
	(十)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること					
	(十一)		電源の切り替えの状況	作動の状態を確認する	予備電源への切り換えができないこと					
	(十二)		始動の状況	作動の状態を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと					
	(十三)		運転の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
	(十四)		排気の状態	目視により確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること					
	(十五)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音又は異常な振動等があること					
	(十六)		直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと				
	(十七)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと				
	(十八)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定すること	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること				
	(十九)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと				
	(二十)			給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する	変形、損傷、き裂等があること				
	(二十一)			Vベルト	目視又は触診により確認する	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと				
	(二十二)			接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること				
	(二十三)			直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視又は聴診により確認する	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること			
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。										
	1項(十四)及び(二十七)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した点検等の記録								
	1項(二)から(十一)まで、(十三)、(十五)、(十六)及び(二十)、2項(一)から(八)まで、(十)、(十一)、(十三)から(十七)まで及び(十九)から(二十一)まで、3項(二)から(五)並びに4項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)まで	前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録								

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	

別表第三 非常用の照明装置

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
一 照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1830号第1号の規定に適合しないこと				
二 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する	昭和45年建設省告示第1830号第3号第2号の規定に適合しないこと				
	(二)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	目視又は触診により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと				
三 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する	昭和45年建設省第1830号第3号の規定に適合しないこと				
	(二)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する	昭和45年建設省第1830号第3号の規定に適合しないこと				
四 電池内蔵形の蓄電池	(一)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する	点灯スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと				
五 電源別置形の蓄電池	(一)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと			
	(二)		蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する	室温が摂氏40 を超えていること				
	(三)		蓄電池の接地の状況	目視又は触診により確認する	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること				
	(四)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと				
	(五)		キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと				
六 自家用発電装置	(一)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと				
	(二)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する	端子部の締付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること				
	(三)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと				
	(四)		始動用の空気層の圧力	圧力計を目視により確認する	空気層の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されてないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと				
	(五)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること				
	(六)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する	配管の接続部等に漏洩等があること				
	(七)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと				
	(八)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適格	
	(九)	自家用発電装置等の性能	自家用発電機室の給排気の状態(屋内に接地されている場合に限る)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状態を確認する	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40℃を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと					
	(十)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること					
	(十一)		電源の切替えの状況	作動の状態を確認する	予備電源への切り替えができないこと					
	(十二)		始動の状況	作動の状態を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと					
	(十三)		運転の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
	(十四)		排気の状態	目視により確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、亀裂等による排気漏れがあること					
	(十五)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
5項(二)及び(三)並びに6項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)までについては、前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。										

別表第四 給水設備及び排水設備

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適格	
一	飲料用の配管設備及び排水設備	(一) 飲料用配管及び排水管(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	配管に腐食又は漏水があること					
二	飲料水の配管設備	(一) 飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」といふ)並びに給水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第129条の2の5第2項第5号の規定に適合しないこと					
			給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと					
			給水タンク等の内部の状況	目視により確認する	藻等の異物があること					
三	給湯設備	(四) 給湯設備(循環ポンプを含む)	給湯設備(ガス湯沸器を除く)の取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第2の規定に適合しないこと					
			ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第2の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること					
			給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	本体に腐食又は漏水があること					
三	排水設備	(一) 排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する	漏れがあること					
			排水ポンプの設置の状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
			排水ポンプの運転状況	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと					
		(四) 排水再利用配管設備(中水道を含む)	雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号二の規定に適合しないこと					

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適合	
(五)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること					
(六)		消毒装置	目視により確認する	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと					
(七)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は損傷があること				
(八)		排水管	排水の状況	目視により確認する	排水が流れていないこと				
(九)			間接排水の状況	目視により確認する	損傷があること				
(十)		通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する	損傷があること				
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。									
	2項(二)及び(四)から(六)まで並びに3項((一)、(三)、(六)及び(十)を除く。)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録							
	1項(一)、2項(一)及び(三)並びに3項(一)、(三)、(六)及び(十)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録							

上記以外の調査項目又は特記事項

	(十五)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと						
二 防火シャッター	(一)	防火シャッター 設置場所の周囲状況 駆動装置((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に閉鎖するものに限る)	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること						
	(二)		軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと						
	(三)		スプロケットの設置の状況	目視により確認する	巻取りシャフトと開閉器のスプロケットに心ずれがあること						
	(四)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること						
	(五)		ローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること						
	(六)	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること						
	(七)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと						
	(八)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	ケースに外れがあること						
	(九)	まくさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	まくさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること						
	(十)	危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する	劣化、損傷又は脱落があること						
	(十一)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること						
	(十二)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること						
	(十三)		座板感知器の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知器を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと						
	(十四)		作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知器の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知器が作動してから停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと						
(十五)	運動機構	煙感知器、熱複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(二十五)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと						
(十六)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること						
(十七)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと						

(十八)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
(十九)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
(二十)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					
(二十一)	運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(二十二)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
(二十三)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷、若しくは著しい腐食があること					
(二十四)	手動開閉装置	設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること					
(二十五)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと					
三 耐火クロススクリーン	(一)	耐火クロススクリーン設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること				
	(二)	駆動装置	ローラーチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること				
	(三)	カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
	(四)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は聴診により確認する	変形、若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固ではないこと				
	(五)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	ケースに外れがあること				
	(六)	まくさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	まくさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること				
	(七)	危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する	劣化、損傷又は脱落があること				
	(八)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
	(九)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること				
	(十)		座板感知器の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知器を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと				

	(十一)		作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと						
				ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルレージ等により閉鎖力を測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること						
	(十二)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(二十一)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと					
	(十三)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと					
	(十四)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
	(十五)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
	(十六)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					
	(十七)		運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
	(十八)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
	(十九)			自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること				
	(二十)			手動開閉装置	設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること				
	(二十一)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと						
四 ドレンチャー その他の水幕 を形成する防	(一)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること					

火設備(以下、「ドレン
チャー等」とい
う)

(二)	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する	塗装又は異物の付着等があること					
(三)	開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(四)	排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる イ 放水区域に放水することができる 場合にあつては、放水し、排水の状況 を目視により確認する ロ 放水区域に放水することができな い場合にあつては、放水せず、排水口 のつまり等を目視により確認する	排水が正常に行われないこと					
(五)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並び に水量の状況	目視により確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著し い腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量 が確保されていないこと					
(六)		給水装置の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(七)	加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示 灯の状況	目視又は作動の状況により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しない こと又はスイッチ類が機能しないこと					
(八)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
(九)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
(十)		ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、 装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基 礎への取付けが堅固でないこと					
(十一)		加圧送水装置用予備電源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認 する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					
(十二)		加圧送水装置用予備電源の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(十三)		加圧送水装置用予備電源の容量の 状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目 視により確認する	容量が不足していること					
(十四)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッ チ等の附属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する	変形、損傷、著しい腐食があること又は正常に作動し ないこと					
(十五)	運動 機構	煙感知器、熱煙 複合式感知器 及び熱感知器 (火災感知用 ヘッド等の感知 装置を含む)	感知の状況	(二十四)の項の点検が行われるもの 以外のものを対象として、加煙試験 器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に 同等の方法で実施した検査の記録が ある場合にあつては、当該記録により 確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと				
(十六)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しない こと				
(十七)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること				
(十八)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと				
(十九)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認 する	自動的に予備電源に切り替わらないこと				

(二十)	運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(二十一)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
(二十二)	自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること					
(二十三)	手動開閉装置	設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること					
(二十四)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと					

上記以外の調査項目又は特記事項

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件 【平成20年 国土交通省告示第282号】

点検記録(総括表)

点検基礎情報				建物基本情報			
点検・確認対象	<input checked="" type="radio"/> 敷地	<input checked="" type="radio"/> 建築物		建物名称(棟名)	庁舎		
法定点検対象分類	<input checked="" type="radio"/> 建築物の敷地及び構造			建物構造	鉄筋コンクリート造		
点検者分類	<input type="radio"/> 当該施設職員 <input type="radio"/> 当該施設以外の職員 <input checked="" type="radio"/> 外部委託			建物延べ面積	1,500㎡		
点検者(組織名)	設計事務所(株)			棟番号	001		
点検者の資格区分	<input checked="" type="radio"/> 一級建築士	<input type="radio"/> 二級建築士	<input type="radio"/> 建築物調査員	建物階数	地上3	3	階 地下 階 塔屋 階
確認者(組織名)	同 部 課			竣工年月	1995年4 月		
				備考			

別 表 最終改正 平成28年6月1日施行 国土交通省告示第703号

(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
敷地及び地盤	(一) 地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する	建物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること			
	(二) 敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する	排水管の詰まりによる汚水のおぼれ等により衛生上問題があること			側溝に枯れ葉や泥だまり 清掃により改善可能
	(三) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第128条に規定する通路(以下「敷地内の通路」という)	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する	敷地内の通路が確保されていること			
	(四)	有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	敷地内の通路の有効幅員が不足していること			
	(五)	敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する	敷地内の通路に支障物があること			
	(六) 塀	組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと			
	(七)	組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷状況	目視、下げ振り等により確認する	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること			ひび割れが複数箇所発生 クラック補修により改善可能
	(八) 擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること			
	(九)	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する	水抜きパイプに詰まりがあること			